平成２２年（フ）第７８３１号
大阪府交野市私部４丁目74番３号
債務者　由肥　一也
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４号
秋田県横手市平鹿町上吉田字四ッ屋96番地
債務者　小松　伴之
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２８８号
山形市南館３丁目22番29号
債務者　酒井美津太郎
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１４号
山形県寒河江市西根北町２番34号
債務者　渡辺　夏子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２９号
山形県天童市駅西４丁目10番16号　セイ・カーザ202号
債務者　田中　直子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３３号
山形市大字滑川230番地11
債務者　佐藤　市子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２０号
函館市榎本町15番16号
債務者　小川　宏司
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４９３号
北海道北斗市久根別１丁目14番32号
債務者　宮下美可子（旧姓松澤）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５０３号
北海道亀田郡七飯町大川２丁目１番26―103号
債務者　田中江美子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２４４号
群馬県館林市高根町739番地の27　グリーンハイツ星雅―101
債務者　梅津美紀子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２０８３号
名古屋市中川区三ツ屋町１丁目38番地の１
債務者　原田　祥範
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５５１号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番102―323号　大幸東団地
債務者　東　　智子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６９５号
愛知県名古屋市北区光音寺町１丁目100番地の１　光音寺ハイツ３Ａ号
債務者　どんどん庵南加木屋店ことＹＫサービスこと　野田賀壽美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８０１号
名古屋市港区野跡４丁目１番１―510号　みなと荘
債務者　井岡　政夫
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８０２号
名古屋市港区野跡４丁目１番１―510号　みなと荘
債務者　井岡　明美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９号
山口県萩市大字佐々並1968番地４
債務者　樋口　敏治
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第２１６号
静岡県富士市石坂450番地の２　ベルローズ２―Ｃ、前住所静岡県富士市石坂333番地の５
債務者　末吉　一広
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部